

質問第一九七号

村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年七月八日

和田政宗

参議院議長 山崎正昭殿

村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する再質問主意書

本年六月二十二日に提出した「村山内閣総理大臣談話の作成過程に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一七六号)において、平成七年八月十五日に発表された村山内閣総理大臣談話(以下「村山談話」という。)に関し、外国政府との事前の文言調整又は内容等の伝達の有無について質問した。

村山談話については、政府内における作成過程の詳細がほとんど公表されていない。戦後七十年を迎えるに当たって、政府が過去に発表した談話の発表に至るまでの経緯を明らかにし、当時の判断が適当であったのか評価を行う必要があると考える。

そこで、以下再質問する。

一 本年三月四日の朝日新聞朝刊には、村山談話の案文作成に係る実務を内閣参事官室や谷野作太郎内閣外政審議室長(いずれも当時)が行っていたとする記事が掲載されている。同記事の内容は事実か。

二 内閣参事官室及び谷野氏以外に村山談話の案文作成等の実務に携わった部署及び人物は存在するののか。存在するのであれば、当該部署名あるいは人物名を明らかにされたい。

三 安倍内閣総理大臣はいわゆる「戦後七十年談話」の作成に当たって有識者懇談会を設置し内容の検討を

進めているが、村山談話についてはその案文の検討段階において、有識者懇談会等の設置や、外部の有識者に助言を求めた等の事実があったのか。

右質問する。